

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

[illegible]

③医療従事者の確保	中山間地域の病院看護師等確保事業	公立病院、公的医療機関、その他県が必要と認めた者	略	看護師1人あたり <u>5,132</u> 千円 (看護師派遣1人につき代替看護師1人とする) コメディカル等 <u>5,132</u> 千円	略	略	略	略
略								
③医療従事者の確保	医療DX推進事業	略	略	1施設あたり <u>400</u> 千円	略	略	略	略
略								
別記1～別記6 略								

③医療従事者の確保	中山間地域の病院看護師等確保事業	公立病院及び公的医療機関	略	看護師1人あたり <u>4,162</u> 千円 (看護師派遣1人につき代替看護師1人とする) コメディカル等 <u>4,162</u> 千円	略	略	略	略
略								
③医療従事者の確保	医療DX推進事業	略	略	1施設あたり <u>200</u> 千円	略	略	略	略
略								
別記1～別記6 略								

附 則

- この要綱は、令和8年8月6日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。
- 令和8年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。